

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

公用車貸出に関する規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する公用車を市内の福祉団体等に貸し出すことにより、地域福祉及び住民活動の活性化を図ることにより社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

（貸出車両）

第 2 条 貸出をする車両は、別表 1 のとおりとする。

（団体の利用条件）

第 3 条 公用車は、本会の業務に支障のない範囲において、別表 2 に定める団体の活 動に利用する場合に貸し出すことができる。ただし、利用回数は月に 2 回までとする。

（運転者の条件）

第 4 条 貸し出しする公用車を運転する者は次の条件をすべて満たす者とする。

- （1）事前に申請し、許可を受けた者
- （2）過去 3 年以内に違反により免許停止の処分を受けていない者
- （3）過去 3 年以内に人身事故を起こしていない者
- （4）免許取得後 5 年以上の経験を有する者
- （5）自身が加入する自動車保険（他車運転特約）で事故の賠償を行うことができる者

（貸出の申請）

第 5 条 公用車の貸し出しを受けようとする場合は、原則として使用予定日の 2 週間前までに所定の申請書により本会に申し込むものとする。

（貸出期間）

第 6 条 公用車の貸し出しの期間は、2 日以内とする。ただし、年末年始（1 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）の貸し出しは行わないものとする。

(転貸の禁止)

第7条 貸し出しの許可を受けた者は、いかなる場合も転貸してはならない。

(安全運転の義務)

第8条 運転者は、交通関係法令を遵守し、安全な運転に努めなければならない。

2 運転者は、運転時間前12時間は飲酒をしてはならない。

(貸出の取消)

第9条 次に該当する場合は、貸し出しの許可を取り消すことができる。

- (1) 急を要する本会業務が発生した場合
- (2) 自動車故障した場合
- (3) 虚偽の申請をした場合
- (4) その他、特別の事情がある場合

(利用料等)

第10条 公用車の利用料は、無料とする。ただし、消費した燃料は補充し、返却するものとする。

(事故の処理)

第11条 公用車の運転により人の死傷若しくは物の損壊を伴う事故が発生した場合は、ただちに次の措置を取らなければならない。

- (1) 負傷者がいる場合は、適切な救護に努めること
- (2) 速やかに警察に通報、あるいは届け出すること
- (3) 本会事務局に連絡し、その指示を受けること

2 人の死傷、物の損壊を伴わない自損事故が発生した場合は、速やかに本会事務局に連絡し、その指示を受けなければならない。

(事故の賠償)

第12条 事故により運転者が損害賠償責任を負った場合は、全額運転者の負担とする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から改正実施する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から改正実施する。

別表 1（第 2 条関係）

	登録番号	メーカー	車名
赤い羽根号	長崎 527 す 2328	スズキ	ランディ
	長崎 527 さ 5685	ホンダ	ステップワゴン
	長崎 527 さ 5686	ホンダ	ステップワゴン
	長崎 527 さ 9414	ホンダ	ステップワゴン
	長崎 527 さ 7138	ホンダ	ステップワゴン
日赤車	長崎 480 や 539	スズキ	バン
	長崎 480 や 5154	ダイハツ	バン
	長崎 480 や 2795	スズキ	バン
	長崎 480 も 9033	スズキ	バン
	長崎 480 や 4378	スズキ	バン
	長崎 480 や 6267	スズキ	バン

別表 2（第 3 条関係）

団 体 名	（１）福祉団体（民協・老人クラブ・身障協会・手をつなぐ育成会） （２）ボランティアセンターに登録している団体 （３）その他、会長が特に認めた団体
-------	--

年 月 日

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会会長 様

(申請者) 団 体 名 :

氏 名： 印

住 所：対馬市

電話：

本會貸出公用車使用許可申請書兼誓約書

本会公用車貸出に関する規程第5条第1項に基づき、下記のとおり申請及び誓約
します。

記

利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
利用目的		
利用車両	赤い羽根号・日赤車 登録番号 ()	
使用に関する誓約書		
1 使用期間中は、道路交通法を遵守します。 2 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、すべて申請者又は運転者（以下「使用者」という。）が負担します。 3 事故における運転者及び搭乗者のけが等については、自己責任で対応します。 4 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故については、すべて使用者が負担します。 5 その他、事故等に際し、本会に一切の迷惑及び損害をかけません。 6 貸出公用車の使用前に、車両の安全点検を行った上で運転を行います。 7 使用内容に変更又は使用を取り消すときは、速やかに申し出ます。 8 使用後は燃料を補充し、返却します。		
運転手	氏名・年齢	告知事項
	(歳)	過去3年以内に違反により免許停止の処分を受けていません。(はい・いいえ) 過去3年以内に人身事故を起こしていません。(はい・いいえ) 免許取得後5年以上の運転経験を有します。(はい・いいえ)
	(歳)	過去3年以内に違反により免許停止の処分を受けていません。(はい・いいえ) 過去3年以内に人身事故を起こしていません。(はい・いいえ) 免許取得後5年以上の運転経験を有します。(はい・いいえ)
	(歳)	過去3年以内に違反により免許停止の処分を受けていません。(はい・いいえ) 過去3年以内に人身事故を起こしていません。(はい・いいえ) 免許取得後5年以上の運転経験を有します。(はい・いいえ)

*運転免許証の写しを添付してください。

☐上記の説明を受け、写しを受取り承諾しました。氏名

印

公用車貸出に関する規程

対馬市社会福祉協議会

決	事務局長	課長・支所長・参事	係 長	係	取 扱 者
裁					

※事務局記載事項

項 目	貸 出 時	返 却 時
確 認 者		
日 時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
ガソリン	満タン・（ ）	満タン・（ ）